

あきた芸術劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第38号

あきた芸術劇場条例の一部を改正する条例

あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のアの表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			利用料金の限度額（円）							
			午前9時 前の時間 1時間に つき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間に つき
大 舞 台 お 合 び	入場料を徴 収しない場 合	平日	20,500 (8,712)	42,900 (18,232)	57,000 (24,225)	68,500 (29,112)	99,900 (42,457)	125,600 (53,380)	168,300 (71,527)	20,500 (8,712)
		土曜日、 日曜日お よび休日	24,700 (10,497)	51,300 (21,802)	68,500 (29,112)	82,100 (34,892)	119,900 (50,957)	150,700 (64,047)	201,900 (85,807)	24,700 (10,497)
全 客 席 を 利 用 す る 場	入場料1 人当たり の最高額 が1,000 円以下の 場合	平日	24,700 (10,497)	51,300 (21,802)	68,500 (29,112)	82,100 (34,892)	119,900 (50,957)	150,700 (64,047)	201,900 (85,807)	24,700 (10,497)
		土曜日、 日曜日お よび休日	29,700 (12,622)	61,700 (26,222)	82,200 (34,935)	98,600 (41,905)	143,800 (61,115)	180,800 (76,840)	242,400 (103,020)	29,700 (12,622)
大 舞 台 お 合 び	入場料1 人当たり の最高額	平日	33,000 (14,025)	68,600 (29,155)	91,400 (38,845)	109,600 (46,580)	160,000 (68,000)	201,000 (85,425)	269,200 (114,410)	33,000 (14,025)
		土曜日、	39,400	82,200	109,600	131,500	191,800	241,100	323,100	39,400

合	合	が1,000円を超え3,000円以下の場合	日曜日および休日	(16,745)	(34,935)	(46,580)	(55,887)	(81,515)	(102,467)	(137,317)	(16,745)
		入場料1人当たり	平日	43,200 (18,360)	90,000 (38,250)	119,900 (50,957)	143,900 (61,157)	209,900 (89,207)	263,800 (112,115)	353,400 (150,195)	43,200 (18,360)
		の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合	土曜日、日曜日および休日	51,800 (22,015)	107,900 (45,857)	143,900 (61,157)	172,500 (73,312)	251,700 (106,972)	316,400 (134,470)	424,100 (180,242)	51,800 (22,015)
		入場料1人当たり	平日	53,400 (22,695)	111,500 (47,387)	148,500 (63,112)	178,200 (75,735)	260,000 (110,500)	326,700 (138,847)	437,500 (185,937)	53,400 (22,695)
		の最高額が5,000円を超え7,000円以下の場合	土曜日、日曜日および休日	64,100 (27,242)	133,600 (56,780)	178,200 (75,735)	213,700 (90,822)	311,700 (132,472)	391,800 (166,515)	525,100 (223,167)	64,100 (27,242)
		入場料1人当たり	平日	63,800 (27,115)	132,900 (56,482)	176,900 (75,182)	212,500 (90,312)	309,900 (131,707)	389,500 (165,537)	521,700 (221,722)	63,800 (27,115)
		の最高額が7,000円を超える場合	土曜日、日曜日および休日	76,400 (32,470)	159,200 (67,660)	212,500 (90,312)	254,700 (108,247)	371,600 (157,930)	467,100 (198,517)	626,100 (266,092)	76,400 (32,470)
		舞入場料を徴収しない場合	平日	16,500 (7,012)	34,300 (14,577)	45,600 (19,380)	54,700 (23,247)	79,900 (33,957)	100,400 (42,670)	134,600 (57,205)	16,500 (7,012)
		お合	土曜日、日曜日および休日	19,800 (8,415)	41,100 (17,467)	54,700 (23,247)	65,700 (27,922)	95,900 (40,757)	120,500 (51,212)	161,500 (68,637)	19,800 (8,415)
		び	入場料1人当たり	平日	19,800	41,100	54,700	65,700	95,900	120,500	161,500

階場	人当たり		(8,415)	(17,467)	(23,247)	(27,922)	(40,757)	(51,212)	(68,637)	(8,415)
	の最高額	土曜日、	23,700	49,300	65,700	78,900	115,100	144,700	193,900	23,700
客料	が1,000	日曜日お	(10,072)	(20,952)	(27,922)	(33,532)	(48,917)	(61,497)	(82,407)	(10,072)
	の徴	円以下の								
み収	場合	よひ休日								
	をす	入場料1	平日	26,400	55,000	73,000	87,600	128,000	160,700	215,400
利用	人当たり		(11,220)	(23,375)	(31,025)	(37,230)	(54,400)	(68,297)	(91,545)	(11,220)
	の最高額	土曜日、	31,600	65,800	87,600	105,200	153,500	192,900	258,600	31,600
用場	が1,000	日曜日お	(13,430)	(27,965)	(37,230)	(44,710)	(65,237)	(81,982)	(109,905)	(13,430)
	る	円を超え								
場	3,000円	よひ休日								
	合	以下の場								
合	入場料1	平日	34,500	72,100	95,900	115,000	167,900	210,900	282,800	34,500
	人当たり		(14,662)	(30,642)	(40,757)	(48,875)	(71,357)	(89,632)	(120,190)	(14,662)
の最高額	が3,000	土曜日、	41,400	86,400	115,000	138,100	201,500	253,200	339,300	41,400
	円を超え	日曜日お	(17,595)	(36,720)	(48,875)	(58,692)	(85,637)	(107,610)	(144,202)	(17,595)
5,000円	以下の場	よひ休日								
	合									
入場料1	平日	42,700	89,300	118,600	142,400	208,000	261,100	350,100	42,700	
	人当たり		(18,147)	(37,952)	(50,405)	(60,520)	(88,400)	(110,967)	(148,792)	(18,147)
の最高額	が5,000	土曜日、	51,300	107,000	142,400	171,000	249,400	313,500	420,200	51,300
	円を超え	日曜日お	(21,802)	(45,475)	(60,520)	(72,675)	(105,995)	(133,237)	(178,585)	(21,802)
7,000円	以下の場	よひ休日								
	合									
入場料1	平日	51,000	106,400	141,500	169,800	247,900	311,400	417,400	51,000	
	人当たり		(21,675)	(45,220)	(60,137)	(72,165)	(105,357)	(132,345)	(177,395)	(21,675)
の最高額	土曜日、	61,200	127,600	169,800	203,900	297,400	373,700	500,900	61,200	

		が7,000円を超える場合	日曜日および休日	(26,010)	(54,230)	(72,165)	(86,657)	(126,395)	(158,822)	(212,882)	(26,010)
中 舞 ホ 台 お 合 よ び 全 客 席 を 利 用 す る 場 合	入場料を徴収しない場合	平日		10,400	21,500	28,800	34,500	50,300	63,300	84,700	10,400
				(4,420)	(9,137)	(12,240)	(14,662)	(21,377)	(26,902)	(35,997)	(4,420)
	お合	土曜日、		12,400	25,800	34,500	41,300	60,300	75,900	101,600	12,400
		日曜日および休日		(5,270)	(10,965)	(14,662)	(17,552)	(25,627)	(32,257)	(43,180)	(5,270)
	入場料1人当たり	平日		12,400	25,800	34,500	41,300	60,300	75,900	101,600	12,400
				(5,270)	(10,965)	(14,662)	(17,552)	(25,627)	(32,257)	(43,180)	(5,270)
	席料の最高額	土曜日、		14,900	31,000	41,400	49,700	72,400	91,000	121,900	14,900
		日曜日および休日		(6,332)	(13,175)	(17,595)	(21,122)	(30,770)	(38,675)	(51,807)	(6,332)
	入場料1人当たり	平日		16,600	34,500	46,200	55,300	80,600	101,400	135,500	16,600
				(7,055)	(14,662)	(19,635)	(23,502)	(34,255)	(43,095)	(57,587)	(7,055)
席料の最高額	土曜日、		19,900	41,300	55,300	66,200	96,600	121,400	162,600	19,900	
	日曜日および休日		(8,457)	(17,552)	(23,502)	(28,135)	(41,055)	(51,595)	(69,105)	(8,457)	
入場料1人当たり	平日		21,700	45,300	60,600	72,600	105,800	133,100	177,800	21,700	
			(9,222)	(19,252)	(25,755)	(30,855)	(44,965)	(56,567)	(75,565)	(9,222)	
席料の最高額	土曜日、		26,000	54,300	72,600	86,900	126,800	159,300	213,500	26,000	
	日曜日および休日		(11,050)	(23,077)	(30,855)	(36,932)	(53,890)	(67,702)	(90,737)	(11,050)	
入場料1人当たり	平日		27,000	56,100	75,000	89,800	131,000	164,700	220,200	27,000	
			(11,475)	(23,842)	(31,875)	(38,165)	(55,675)	(69,997)	(93,585)	(11,475)	
席料の最高額	土曜日、		32,300	67,200	89,800	107,500	157,000	197,300	264,300	32,300	

		が5,000円を超える場合	日曜日および休日	(13,727)	(28,560)	(38,165)	(45,687)	(66,725)	(83,852)	(112,327)	(13,727)
舞台	お合	入場料を徴収しない場	平日	8,300	17,200	22,900	27,600	40,200	50,600	67,700	8,300
				(3,527)	(7,310)	(9,732)	(11,730)	(17,085)	(21,505)	(28,772)	(3,527)
お合	よび		土曜日、	10,000	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
			日曜日および休日	(4,250)	(8,797)	(11,730)	(14,110)	(20,570)	(25,840)	(34,595)	(4,250)
1階	客席を徴収する場	入場料1人当たりの最高額が1,000円以下の場合	平日	10,000	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
				(4,250)	(8,797)	(11,730)	(14,110)	(20,570)	(25,840)	(34,595)	(4,250)
客席を徴収する場	合	入場料1人当たりの最高額が1,000円を超える場合	土曜日、	11,900	24,900	33,200	39,900	58,000	73,000	97,600	11,900
			日曜日および休日	(5,057)	(10,582)	(14,110)	(16,957)	(24,650)	(31,025)	(41,480)	(5,057)
用する場	合	入場料1人当たりの最高額が1,000円を超える場合	平日	13,300	27,700	36,800	44,200	64,400	80,900	108,400	13,300
				(5,652)	(11,772)	(15,640)	(18,785)	(27,370)	(34,382)	(46,070)	(5,652)
用する場	合	入場料1人当たりの最高額が1,000円を超える場合	土曜日、	16,000	33,300	44,200	53,200	77,400	97,300	130,200	16,000
			日曜日および休日	(6,800)	(14,152)	(18,785)	(22,610)	(32,895)	(41,352)	(55,335)	(6,800)
用する場	合	入場料1人当たりの最高額が3,000円を超える場合	平日	17,400	36,300	48,200	58,000	84,500	106,200	142,300	17,400
				(7,395)	(15,427)	(20,485)	(24,650)	(35,912)	(45,135)	(60,477)	(7,395)
用する場	合	入場料1人当たりの最高額が3,000円を超える場合	土曜日、	21,000	43,600	58,000	69,800	101,600	127,800	170,900	21,000
			日曜日および休日	(8,925)	(18,530)	(24,650)	(29,665)	(43,180)	(54,315)	(72,632)	(8,925)
用する場	合	入場料1人当たり	平日	21,500	44,900	59,800	71,800	104,700	131,500	176,200	21,500
				(9,137)	(19,082)	(25,415)	(30,515)	(44,497)	(55,887)	(74,885)	(9,137)

		の最高額が5,000円を超える場合	土曜日、日曜日および休日	25,900 (11,007)	54,100 (22,992)	71,800 (30,515)	86,400 (36,720)	125,800 (53,465)	158,100 (67,192)	211,600 (89,930)	25,900 (11,007)
小ホールA	入場料を徴収しない場合	平日		3,900 (1,657)	8,100 (3,442)	10,800 (4,590)	12,900 (5,482)	19,000 (8,075)	23,800 (10,115)	31,900 (13,557)	3,900 (1,657)
		土曜日、日曜日および休日		4,700 (1,997)	9,700 (4,122)	12,900 (5,482)	15,600 (6,630)	22,700 (9,647)	28,600 (12,155)	38,200 (16,235)	4,700 (1,997)
	入場料を徴収する場合	平日		5,900 (2,507)	12,200 (5,185)	16,300 (6,927)	19,400 (8,245)	28,600 (12,155)	35,800 (15,215)	47,800 (20,315)	5,900 (2,507)
		土曜日、日曜日および休日		7,000 (2,975)	14,700 (6,247)	19,400 (8,245)	23,400 (9,945)	34,200 (14,535)	42,900 (18,232)	57,400 (24,395)	7,000 (2,975)
小ホールB	入場料を徴収しない場合	平日		3,300 (1,402)	6,800 (2,890)	9,000 (3,825)	10,700 (4,547)	15,800 (6,715)	19,800 (8,415)	26,400 (11,220)	3,300 (1,402)
		土曜日、日曜日および休日		3,900 (1,657)	8,100 (3,442)	10,700 (4,547)	12,900 (5,482)	18,900 (8,032)	23,700 (10,072)	31,600 (13,430)	3,900 (1,657)
	入場料を徴収する場合	平日		4,900 (2,082)	10,200 (4,335)	13,500 (5,737)	16,100 (6,842)	23,700 (10,072)	29,700 (12,622)	39,600 (16,830)	4,900 (2,082)
		土曜日、日曜日および休日		5,900 (2,507)	12,200 (5,185)	16,100 (6,842)	19,400 (8,245)	28,300 (12,027)	35,600 (15,130)	47,500 (20,187)	5,900 (2,507)

別表第1の1の(1)のイの表中備考以外の部分を次のように改める。

区分		利用料金の限度額（円）					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大	平日	25,700	34,300	41,100	60,000	75,400	100,900

ホ		(10,922)	(14,577)	(17,467)	(25,500)	(32,045)	(42,882)
ホ ル	土曜 日、日 曜日お よび休 日	30,900 (13,132)	41,100 (17,467)	49,300 (20,952)	71,900 (30,557)	90,400 (38,420)	121,200 (51,510)
中 ホ	平日	12,900 (5,482)	17,300 (7,352)	20,700 (8,797)	30,200 (12,835)	38,000 (16,150)	50,800 (21,590)
ホ ル	土曜 日、日 曜日お よび休 日	15,500 (6,587)	20,700 (8,797)	24,800 (10,540)	36,300 (15,427)	45,500 (19,337)	61,000 (25,925)

別表第1の1の(2)の表および(3)の表を次のように改める。

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分	利用料金の限度額（円）						
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時まで	午後9 時から 午後11 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで
研修室（1室につ き）	750 (318)	1,010 (429)	890 (378)	590 (250)	1,770 (752)	1,900 (807)	2,660 (1,130)
創作室A	920 (391)	1,230 (522)	1,120 (476)	740 (314)	2,150 (913)	2,350 (998)	3,270 (1,389)
創作室B	890 (378)	1,180 (501)	1,050 (446)	700 (297)	2,070 (879)	2,240 (952)	3,130 (1,330)
創作室C	790 (335)	1,050 (446)	950 (403)	630 (267)	1,840 (782)	2,010 (854)	2,800 (1,190)
創作室（和室）A	590	790	690	460	1,380	1,480	2,070

	(250)	(335)	(293)	(195)	(586)	(629)	(879)
創作室（和室）B	390 (165)	520 (221)	490 (208)	330 (140)	920 (391)	1,020 (433)	1,410 (599)
大ホール楽屋A	1,020 (433)	1,360 (578)	1,220 (518)	810 (344)	2,380 (1,011)	2,580 (1,096)	3,600 (1,530)
大ホール楽屋B	990 (420)	1,320 (561)	1,180 (501)	790 (335)	2,310 (981)	2,500 (1,062)	3,490 (1,483)
大ホール楽屋C	690 (293)	920 (391)	820 (348)	550 (233)	1,610 (684)	1,740 (739)	2,440 (1,037)
大ホール楽屋D	620 (263)	830 (352)	720 (306)	480 (204)	1,460 (620)	1,560 (663)	2,180 (926)
大ホール楽屋E	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)
大ホール楽屋F	560 (238)	740 (314)	660 (280)	440 (187)	1,300 (552)	1,400 (595)	1,960 (833)
中ホール楽屋A	1,780 (756)	2,370 (1,007)	2,140 (909)	1,430 (607)	4,150 (1,763)	4,520 (1,921)	6,300 (2,677)
中ホール楽屋B	850 (361)	1,140 (484)	1,020 (433)	680 (289)	2,000 (850)	2,160 (918)	3,020 (1,283)
中ホール楽屋C	820 (348)	1,100 (467)	990 (420)	660 (280)	1,920 (816)	2,090 (888)	2,910 (1,236)
中ホール楽屋D	790 (335)	1,050 (446)	950 (403)	630 (267)	1,840 (782)	2,010 (854)	2,800 (1,190)
中ホール楽屋E	620 (263)	830 (352)	720 (306)	480 (204)	1,460 (620)	1,560 (663)	2,180 (926)
中ホール楽屋F	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)

備考

- 1 この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の

額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。

- 2 この表の規定にかかわらず、大ホール又は中ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて大ホール楽屋又は中ホール楽屋を利用するときは、大ホール楽屋又は中ホール楽屋に係る利用料金は、收受しない。
- 3 ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて研修室又は創作室を利用するときは、午前9時前又は午後11時後の時間においても研修室又は創作室を利用することができる。この場合における午前9時前又は午後11時後の時間の利用料金の限度額は、1時間につき、午後6時から午後9時までの区分に係る利用料金の限度額を3で除して得た額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 4 午前9時前の利用時間もしくは午後11時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- 5 研修室又は創作室を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

(3) 練習室

区分	利用料金の限度額（円）	
	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後11時まで 1時間につき
練習室A	1,050 (446)	1,270 (539)
練習室B	1,010 (429)	1,220 (518)
練習室C	960 (408)	1,160 (493)

練習室 D	810 (344)	970 (412)
練習室 E	720 (306)	880 (374)
練習室 F	590 (250)	710 (301)
練習室 G	390 (165)	480 (204)
練習室 H	370 (157)	450 (191)

備考

- 1 この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- 2 ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて練習室を利用するときは、午前9時前又は午後11時後の時間においても練習室を利用することができる。この場合における午前9時前又は午後11時後の時間の利用料金の限度額は、1時間につき、午後6時から午後11時までの区分に係る利用料金の限度額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 3 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- 4 練習室を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

別表第1の2の表中備考の6を備考の7とし、備考の5の次に次のように加える。

- 6 利用の許可を受けた施設を利用する者が営業その他これに類する

目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

別表第2の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			利用料金の限度額（1時間につき）	
			利用の単位	金額（円）
大ホール	舞台設備	音響反射板	一式	1,210 (514)
		オーケストラピット	1基	1,210 (514)
		所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）	一式	1,760 (748)
		舞台幕	1枚	260 (110)
		バレエ用シート	一式	330 (140)
	照明設備	ボーダーライト	1列	420 (178)
		アッパーホリゾントライト	1列	400 (170)
		ロアーホリゾントライト	1列	400 (170)
		クセノンピンスポットライト	1台	600 (255)
	音響設備	拡声装置	一式	1,430 (607)
		効果系拡声装置	一式	500 (212)

		三点つりマイク装置	一式	280 (119)
中ホール	舞台設備	舞台せり上げ装置	1基	420 (178)
		移動式音響反射板	1台	40 (17)
		所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）	一式	1,390 (590)
		舞台幕	1枚	160 (68)
		バレエ用シート	一式	220 (93)
	照明設備	ボーダーライト	1列	360 (153)
		アッパーホリゾンライト	1列	330 (140)
		ロアーホリゾンライト	1列	330 (140)
		クセノンピンスポットライト	1台	460 (195)
	音響設備	拡声装置	一式	850 (361)
		効果系拡声装置	一式	400 (170)
小ホールA	音響設備	拡声装置	一式	280 (119)
小ホールB	音響設備	拡声装置	一式	350 (148)
大ホール・中	舞台設備	鳥屋 ^と 囲	1組	390 (165)

ホール 共通	仮設花道	1組	160 (68)
	松羽目	1枚	400 (170)
	金びょうぶ・銀びょうぶ・鳥の子 びょうぶ	1双	400 (170)
	演台（花台および脇台を含む。）	一式	260 (110)
	司会者用演台	1台	80 (34)
	平台	1台	30 (12)
	箱足	1個	10 (4)
	開き足	1脚	10 (4)
	高座用座布団	1枚	40 (17)
	長座布団	1枚	20 (8)
	毛せん	1枚	30 (12)
	上敷	1枚	20 (8)
	照明 設備	移動型調光卓	1台
ミラーボール		1台	270 (114)
星球		一式	220

			(93)
		照明用効果器	1 台 160 (68)
		フットライト	1 台 110 (46)
		ハロゲンスポットライト A	1 台 70 (29)
		ハロゲンスポットライト B	1 台 60 (25)
音響 設備		移動型音響調整卓	1 台 960 (408)
		移動型拡声装置 A	一式 950 (403)
		移動型拡声装置 B	一式 520 (221)
		ソリッドステート・コンパクトディスクレコーダー	1 台 70 (29)
		カセットテープレコーダー	1 台 40 (17)
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台 40 (17)
映像 設備		プロジェクター	1 台 2,090 (888)
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台 40 (17)
小ホール 共通	舞台 設備	舞台幕	1 枚 110 (46)
		ポータブルステージ	1 台 40 (17)
		仮設ステージ	1 台 30

				(12)
	音響設備	移動型拡声装置	1組	130 (55)
	映像設備	プロジェクター	1台	770 (327)
大ホール・中ホール・小ホール共通	舞台設備	演台	1台	110 (46)
		指揮台	1台	80 (34)
		指揮者用譜面台	1台	80 (34)
		演奏者用いす	1脚	20 (8)
		譜面台	1台	20 (8)
	照明設備	フォロースポットライト	1台	140 (59)
		LEDスポットライトA	1台	110 (46)
		LEDスポットライトB	1台	80 (34)
		ライト用スタンド	1台	40 (17)
	音響設備	移動型跳ね返りスピーカー	1台	60 (25)
コンデンサーマイクA		1本	120 (51)	
コンデンサーマイクB		1本	70 (29)	
コンデンサーマイクC		1本	60	

			(25)
	コンデンサーマイク D	1 本	30 (12)
	ワイヤレスマイク	1 本	60 (25)
	ダイナミックマイク A	1 本	30 (12)
	ダイナミックマイク B	1 本	10 (4)
	卓上型マイク（マイク用スタンド を含む。）	一式	20 (8)
	マイク用スタンド	1 本	10 (4)
	バウンダリーマイク	1 台	30 (12)
	ダイレクトボックス	1 個	20 (8)
楽器	グランドピアノ A	1 台	3,300 (1,402)
	グランドピアノ B	1 台	2,200 (935)
	グランドピアノ C	1 台	880 (374)
その他	展示パネル A	1 枚	30 (12)
	展示パネル B	1 枚	10 (4)
	展示台 A	1 台	20 (8)
	展示台 B	1 台	10

			(4)
		持込み器具に係る電力設備	持込み器具の 定格消費電力 の合計1キロ ワットにつき 60 (25)

別表第2の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			利用料金の限度額（1時間につき）		
			利用の単位	金額 (円)	
大ホール 楽屋C	楽器	グランドピアノ	1台	770 (327)	
研修室・ 創作室共 通	音響設備	簡易拡声装置（マイク 2本を含む。）	一式	110 (46)	
	映像設備	プロジェクター（スク リーンを含む。）	一式	70 (29)	
	その他		展示パネルA	1枚	30 (12)
			展示パネルB	1枚	10 (4)
			展示台A	1台	20 (8)
展示台B			1台	10 (4)	
研修室・ 創作室・ 楽屋共通	その他	持込み器具に係る電力 設備	持込み器具の定格 消費電力の合計1 キロワットにつき 60 (25)		

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

--	--	--	--

区分			利用料金の限度額（1時間につき）		
			利用の単位	金額 （円）	
練習室H	楽器	アップライトピアノ	1台	770 (327)	
練習室A・B 共通	楽器	アップライトピアノ	1台	330 (140)	
練習室C・F ・G・H共通	楽器	ドラムセット	一式	190 (80)	
練習室共通	舞台 設備	譜面台	1台	10 (4)	
		音響 設備	拡声装置	一式	190 (80)
		ベースアンプ	一式	160 (68)	
		ギターアンプA	一式	120 (51)	
		ギターアンプB	一式	70 (29)	
		キーボードアンプ	一式	40 (17)	
		ダイナミックマイク	1本	10 (4)	
		マイク用スタンド	1本	10 (4)	
		楽器	デジタルピアノ	1台	160 (68)
	その他	持込み器具に係る電力 設備	持込み器具の定格 消費電力の合計1	60 (25)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のあきた芸術劇場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。